

四日市市告示第 118 号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、「別紙図面」は省略し、四日市市 都市整備部 市街地整備・公園課において縦覧する。

平成30年 3月25日

四日市市長 森 智広

公園名	位置及び区域	面積(m ²)	供用開始日
久留部官衙遺跡公園	四日市市大矢知町2323番地1	4859.65m ²	平成30年3月25日

(都市整備部 市街地整備・公園課)